第11222号 平成17年2月2日(水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

当	7	下																								
○漁獲	共済	養務	加	入に	係	る	契糸	勺締	結	申	込み	トの	同:	意用	成立.							(漁	j	政	課)	1
〇指定,	居宅が	介護	支	援事	業	所	に存	系る	変	更(の届	出										(介	護	保険	(課)	1
○道路	の区は	或変	更.																			(道	路	総務	;課)	1
〇定数	漁業の	の許	可!	申請	 期	間																(漁	j	政	課)	2
〇保安:	林の打	旨定	に	関す	つる	予:	定															(森)	林	保全	:課)	2
〇県庁	舎で何	吏用	す。	る電	意気	の	調道	室														(管	J	財	課)	2
公	4	告																								
〇県庁	舎で値	吏用	す・	る電	意気	の	調達	室														(管	J	財	課)	3
○道路																						(建	4	築	課)	5
0	<i>"</i>																					(")	5
0	<i>"</i>																					(")	5
Ō	<i>"</i>																					(")	5
Ŏ	<i>"</i>																					(<i>"</i>)	6
登	載	依	Ī	頛																						
〇松島	有料;	道路	料:	金貨	奴収	等	業系	务委	託	に	係る	<u> </u>	般	競台	五龟	札				(熊オ	果	道	路公	:社)	6
〇熊本	県卸売	売市	場	審諱	会	の	開作	崖										· (負	货本	!県	卸え	を市	場	審議	会)	7
〇熊本	県木賃	質系	バ	イオ	マ	ス	利治	舌用	計	画	検診	 委	員	会(の開	催									,	
																	マ	スぽ	训活	用	計画	町検	討	委員	会)	7
																							•		• • • /	

告 示

熊本県告示第 106 号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105 条の2第3項の規定による届出があり、同条第1項に規定する要件に適合すると認められ るので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁	業	の	区	分	
あまくさ漁業協同組合の地区のうち苓北町の地区	小型定置漁業					

熊本県告示第 107 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の 変更の届出があった。

平成 17 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
居宅介護支援事業所ライトケア	事業所の所在地	本渡市今釜新町 3709 番地
天草郡有明町楠甫 5366 番地		

熊本県告示第 108 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区

域を変更する。
その関係図面は、平成17年2月2日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一 般の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 違	1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等						
道路 の種 類	路線名	区域変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考	
主要地方	菊 池	菊池郡大津町大字矢護川 3698 番 地先から	前	5.2 ~ 6.6	52.0	仮 設 道	
道	赤水線	同 所 同 字 3638番 地先まで	後	5.4 ~ 14.4	~ 52.0	設 置	
,,	,,	菊池郡大津町大字矢護川 3705番1地先から	前	5.0 ~ ~ 5.3	51.0	"	
"	"	同 所 同 字 3617番 地先まで	後	5.2 ~ 21.2	51.0	"	

2 区域変更する期日 平成17年2月2日

熊本県告示第 109 号

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請するべき期間を次のとおり定める。 平成17年2月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
固定式刺し網漁業	建網漁業	天草海

2 申請期間

平成 17 年 2 月 2 日から平成 17 年 2 月 9 日まで

熊本県告示第 110 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡五和町大字城木場字堤田 1212 の 3、字井手河内 1246 の 1、1256、字伐山志 1341 の 2、1343 の 2、1343 の 9、1343 の 11 から 1343 の 13 まで、1345 の 2、1347 の 2、1347 の 7、字十庵寺 1349、字砂の通 1392 の 1、1393 の 1、字七ツ隠 1515 の 1、1521、字小ヶ倉 1538、1547、字坪ノ田 1568、1574 の 2、1574 の 4、1575 の 1、1577 から 1579 まで、1580 の 1、1582、1584 の 1、1585 の 1、字横尾 1597 の 1、1597 の 2、1599、1620、1632 の 1、1644 の 4、1651 の 5、1652 の 1、1652 の 2、字碇河内 1678 の 1、字辰平 1693 の 1、1730 の 1、1743、1747
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに 五和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 111 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成17年2月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び予定数量
 - 熊本県庁舎で使用する電気 12,294,000 キロワットアワー
- 2 使用期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

3 入札参加資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和39年熊本県告示第386号。以下「要領」という。)に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると決定された者であること。

を有すると決定された者であること。 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、4に掲げるところにより、要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- 4 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

3に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要領に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 17 年 2 月 2 日 (水) から平成 17 年 3 月 1 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年9月30日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 18 年 7 月 1 日から平成 18 年 7 月 31 日まで行う。

公 告

熊本県公告第88号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び予定数量

熊本県庁舎で使用する電気 12,294,000 キロワットアワー

(2) 使用期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

(3) 使用場所

熊本県庁舎

- (4) 契約の種類
 - 単価契約
- (5) 入札方法

ア 入札金額は、使用期間における電気料金総額とする。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか を問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載 すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和39年熊本県告示第386号)に基づく審査を受け、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。